

岐阜県地域づくり型生涯学習講座コーディネート事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域住民に対して、地域の課題解決に向けた人材育成を目的とした生涯学習講座を実施している団体或いは実施を検討している団体（以下、「実施団体」という。）に対し、学びの成果を地域社会に役立てていく「地域づくり型生涯学習」講座の開催に係る支援を行うことにより、人づくり・地域づくりに携わる人材の育成を図るとともに、「地域づくり型生涯学習」の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域づくり型生涯学習講座」とは、地域住民を対象に、学びから生まれる交流を通じた絆づくりや学びの成果を地域課題解決に生かす活動の支援等を目的として開講される講座であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の政党又は特定の宗教・宗派の支持・支援を目的とするもの
- (3) 特定の主義・主張の浸透を図ることを目的とするもの

(支援内容)

第3条 この事業により実施団体が受けられる支援は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「地域づくり型生涯学習」講座プログラムの企画・立案及び運営等に関する相談
- (2) 県職員による出前講座の開催
- (3) 「地域づくり型生涯学習」講座を指導する講師又は講座の進行に関わるコーディネーター（以下「講師等」という。）の派遣

(支援対象)

第4条 この事業の支援対象となる実施団体は、次の各号に定める団体とする。

- (1) 県内の市町村
 - (2) 県内の公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設及び生涯学習センター等の生涯学習施設
 - (3) 前2号に掲げる団体のほか、特に県が実施団体等と認める団体
- 2 前項（3）に定める団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。
- (1) 団体の主たる活動範囲が岐阜県内であること
 - (2) 団体の構成員が概ね10人以上であり、代表者が定められていること
 - (3) 団体としての規約その他これに準ずるものが定められていること
 - (4) この事業において県が負担する経費に対し、国、地方公共団体又は他の団体から補助金や助成金、委託費等の交付を受けていないこと

(支援依頼)

第5条 この事業による支援を受けようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、地域づくり型生涯学習講座コーディネート事業支援申請書（別記第1号様式）を県に提出するものとする。

(支援決定)

第6条 県は、第5条の申請があったときは、申請団体が第4条に規定する実施団体であることを確認したうえで、申請内容及び支援の必要性等について検討し、支援を行う申請団体（以下、「支援団体」という。）を決定するものとする。

2 県は、前項の規定により支援を決定したときは、支援団体と協議のうえ、次の各号のうちから支援内容を決定し、地域づくり型生涯学習講座コーディネート事業支援決定通知書（別記第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

(1) 県職員による出前講座の実施

(2) 講師等の派遣

(3) その他県が必要と認める支援

3 県は、第1項の規定により支援しないことを決定したときは、その理由を明記のうえ申請団体に通知するものとする。

(講師等の選定)

第7条 県は、支援団体と協議のうえ、専門家、社会教育士、先進活動団体の関係者等のうちから適任と認められる者を講師として選定するものとする。

2 県は、支援団体と協議のうえ、専門家、社会教育士、先進活動団体の関係者、岐阜県生涯学習コーディネーター、岐阜県コミュニティ診断士等のうちから適任と認められる者をコーディネーターとして選定するものとする。

(派遣期間等)

第8条 第6条第2項に定める講座支援者の派遣については、原則として1事業年度において1支援団体につき3講座を限度とする。

(支援の中止)

第9条 県は、支援団体が、この事業の目的に反したとき、又は目的を達成することができないと認めたときは、支援を中止することができる。

2 県は、前項の規定により支援の中止を決定したときは、その理由を明記のうえ支援団体に通知するものとする。

(経費の負担)

第10条 講師等に係る謝金及び旅費については、予算の範囲内で別表のとおり県が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費については、支援団体が負担するものとする。

(実績報告)

第11条 支援団体は、事業による支援の終了後、その終了日の翌日から起算して14日以内に、地域づくり型生涯学習講座コーディネート事業実施報告書（別記第3号様式）を県に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境エネルギー生活部県民生活課が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条第2項関係）

科 目	区分	
謝 金	（1）専門家（大学の教授、准教授その他研究教育職員、専門的な知識を有する者等）	教授相当：1時間当たり13,000円 准教授相当：1時間当たり8,000円 その他：1時間当たり6,000円
	（2）先進活動団体関係者	1時間あたり6,000円
	（3）岐阜県コミュニティ診断士	1時間あたり3,500円
旅 費	上記（1）から（3）の者	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定を準用する。